

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和3年3月 25 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第 2000059 号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第 2000033 号

第1 結論

請求者のA社B支店(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 56 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日に訂正し、同年 1 月の標準報酬月額を 14 万 2,000 円とすることが必要である。

昭和 56 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 34 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 56 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで

私は、請求期間について、A社B支店に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、請求期間に係る厚生年金保険被保険者の記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の加入記録、C社から提出された「基本属性照会」、企業年金連合会から提出された中脱記録照会(回答)及び請求者から提出された厚生年金基金加入員証により、請求者は、請求期間においてA社B支店に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記中脱記録照会(回答)及び厚生年金基金加入員証によると、請求者のD厚生年金基金における加入員資格喪失年月日は昭和 56 年 2 月 1 日であることが確認できるところ、E企業年金基金の回答により、請求期間当時、A社B支店では、厚生年金保険被保険者資格の喪失について、複写式の届出書により、社会保険事務所(当時)及びD厚生年金基金に届出を行っていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、請求者が昭和 56 年 2 月 1 日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記中脱記録照会(回答)から、14 万 2,000 円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 関東信越（千葉）（受）第 2000080 号
厚生局事案番号 : 関東信越（千葉）（国）第 2000015 号

第1 結論

平成 17 年 * 月 * 日から平成 21 年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 60 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 * 月 * 日から平成 21 年 6 月まで

私が A 社でアルバイト勤務をしていたときに、突然、年金事務所から国民年金に加入したとして、国民年金保険料納付書等が送付されてきたので、自宅近くの B 社 C 店で 1 か月分の保険料を毎月納付した。しかし、年金記録では請求期間が未納と記録されているので、調査の上、訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、アルバイト勤務をしていたときに、突然、年金事務所から国民年金に加入したとして、国民年金保険料納付書等が送付されてきたので、1 か月分の保険料を毎月納付したと主張しているところ、オンライン記録によると、社会保険事務所（当時）において、平成 21 年 11 月 25 日に請求者の請求期間に係る未加入期間国年適用勧奨のための一覧表が作成され、平成 22 年 1 月 5 日に国民年金の最初の被保険者資格の取得日は平成 17 年 * 月 * 日と処理されていることが確認できることから、請求期間当時、請求期間は未加入期間（現在は未納期間と記録されている）であり、制度上、請求期間当時に保険料を納付することはできない。

また、請求者は、自宅近くの B 社 C 店で 1 か月分の国民年金保険料を毎月納付したと主張しているところ、B 社の担当者は、同店舗は、平成 22 年 2 月 27 日に開店し、平成 27 年 7 月 27 日に閉店していると陳述していることから、同店舗で請求期間当時に保険料を納付することはできない。

さらに、請求期間は、基礎年金番号が導入された平成 9 年 1 月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期である上、平成 14 年 4 月以降は、国民年金保険料の収納を国が一元的に行うこととされたこと、また、請求期間が * か月と長期間であることを踏まえると、請求期間に係る年金記録の過誤は考え難い。

加えて、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、

確定申告書等) はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。